

国の成果目標概要	第7期伊賀市障がい福祉計画	第6期伊賀市障がい福祉計画取組状況
<p>①福祉施設入所者の地域生活への移行</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域移行者数：R4年度末施設入所者の6%以上 施設入所者数：R4年度末の5%以上削減 	<p>本人の意思を決定するための情報や、地域で生活するために必要な社会資源が不足している。地域生活を行うために必要なサービスの整備を図りながら、施設への聞き取りや本人の意向確認を行い、相談支援事業所、施設等と連携し、地域移行を推進する。</p> <p>【目標値】</p> <ul style="list-style-type: none"> 移行者数：5人 削減数：5人 	<p>支援者への地域移行啓発や聞き取り調査に取り組んだが、地域へ移行した後に生活が難しくなることへの不安が障がい者・保護者ともにあり、さまざまな視点から考える必要がある。</p> <p>障がいの重度化、高齢化が進んでおり、介護保険の移行についても関係機関や支援者との連携が必要。</p> <p>【目標値】</p> <ul style="list-style-type: none"> 移行者数：5人 削減数：2人
<p>②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置 (各圏域又は各市町村) 退院後1年以内の地域での生活日数の上昇 	<p>伊賀圏域体制で保健・医療・福祉関係者による精神障がい者に対応した協議の継続・連携を図り、安心して自分らしい暮らしができるよう、支援体制の強化を図る。</p> <p>【目標値】</p> <ul style="list-style-type: none"> 年6回以上協議 	<p>伊賀圏域障がい福祉連絡協議会などにおいて、精神障がいに関する支援について、地域における課題を洗い出し、課題解決のための協議を行っている。</p> <p>【目標値】</p> <ul style="list-style-type: none"> 年6回以上協議
<p>③-1 福祉施設から一般就労への移行等</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般就労への移行者数： R3年度の1.28倍以上 就労移行支援事業所からの就労移行者数： R3年度の1.31倍以上 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上 	<p>障がいのある人と企業の求めることとの認識の違いにより、求人率は増加しているものの一般就労に繋がらないケースがあるため、よりきめ細かな就労支援を行う。</p> <p>【目標値】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般就労移行者数：9人 令和3年度(6人)の1.5倍 就労移行支援事業所：1人 	<p>伊賀圏域障がい福祉連絡協議会就労部会において、就労支援に関する情報共有や一般就労を促進するための啓発に取り組んでいる。</p> <p>【目標値】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般就労移行者数：11人 令和元年度(8人)の1.37倍 就労移行支援事業所：4人

<ul style="list-style-type: none"> 就労継続支援 A 型事業所からの就労移行者数： 令和3年度の1.29倍以上 就労継続支援 B 型事業所からの就労移行者数： 令和3年度の1.28倍以上 	<ul style="list-style-type: none"> 就労継続支援 A 型事業所：3人 就労継続支援 B 型事業所：5人 	<ul style="list-style-type: none"> 就労継続支援 A 型事業所：3人 就労継続支援 B 型事業所：4人
<p>③-2 就労定着支援事業の利用者数及び定着率</p> <ul style="list-style-type: none"> 就労移行支援事業の利用者数： 令和3年度の1.41倍以上 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合： 2割5分以上 	<p>一般就労移行者には就労定着支援事業の利用を促進し、ハローワーク等の関係機関と連携して定着につなげる。</p> <p>【目標値】</p> <ul style="list-style-type: none"> 就労定着支援事業所利用者数：9人 令和3年度（6人）の1.5倍 就労定着率が7割以上の事業所：1か所 	<p>伊賀圏域障がい福祉連絡協議会就労部会を通じて事業所や企業と連携を図り、個々のケースに応じて、伊賀圏域障がい者就業・生活支援センターを中心として一般就労後の定着支援に対応している。</p> <p>【目標値】</p> <ul style="list-style-type: none"> 就労定着支援事業所数：4か所 うち就労定着率8割以上の事業所：3か所
<p>④地域生活支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う 強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める 	<p>地域生活支援拠点等の5つの機能の充実を図る。緊急時における迅速・確実な活用を図り、施設等からの地域移行に対する支援を進める。また、運用状況の検証等を障がい者地域自立支援協議会において実施する。</p> <p>強度行動障害を有する者に関して、相談支援事業所等から現状や支援ニーズを聞き取り、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める。</p> <p>【目標値】</p> <ul style="list-style-type: none"> 運用状況の検証・検討 年2回以上 	<p>2020（令和4）年4月から地域生活支援拠点機能を面的に整備し、運用を開始しており、2022（令和4）年度末時点で、地域生活支援拠点等の5つの機能のうち「相談」、「緊急時の受入・対応」、「体験の機会・場」の3つの機能が備わっている。</p>

<p>⑤相談支援体制の充実・強化等</p> <ul style="list-style-type: none"> 各市町村において、基幹相談支援センターを設置 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等 	<p>現在、一般的な相談支援は障がい者相談支援センターで対応しているが、今後、基幹相談支援センター及び障がい者相談支援センターの支援体制の見直しを行い、市で行う相談支援を基幹相談支援センターに集約し、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた、地域づくりの役割りを担う機関として相談支援体制の更なる充実及び強化を図る。</p> <p>【目 標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導及び助言 年160件 地域の相談支援事業所の人材育成の支援 年1回 地域の相談機関との連携強化の取組 年10回 	<p>市では、障がい者地域自立支援協議会専門部会を活用し、相談支援専門員のスキルアップを図るとともに、基幹相談支援センターが専門的な指導助言を行っている。</p>
<p>⑥障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 各都道府県及び市町村において、サービスの質向上のための体制を構築する 	<p>障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組を行う。</p> <p>請求の過誤をなくすための取組や、適正な運営を行っている事業所の確保に努める。</p> <p>【目 標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービス等に係る研修への参加 年10人 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有 年12回 	<p>県等が実施する講習や研修などの情報を広く収集し、事業所等へ周知している。</p> <p>伊賀圏域障がい福祉連絡協議会等における各種部会等において、同一事業を提供する事業所がネットワークを強化し、事例検討やスキルアップ研修等に取り組むことによる質の向上を図っている。</p>

国の成果目標概要	第3期伊賀市障がい児福祉計画	第2期伊賀市障がい児福祉計画取組状況
<p>⑦障がい児支援の提供体制の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援センターを各市町村又は圏域に 1 か所以上設置 全市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に 1 か所以上設置 	<p>関係機関や事業所、地域における障がい児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターが連携し、乳幼児から一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の充実を図り、多様な障がいのある子どもとその家族への適切な発達支援と子育て支援の提供につなげる。</p> <p>医療的ケア児の支援に関する協議、医療的ケア児等コーディネーターの配置を継続する。</p> <p>【目標値】</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制の構築 重症心身障がい児を対象とする児童発達支援事業所 1 か所整備／市又は圏域 放課後等デイサービス事業所 1 か所整備／市又は圏域 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場 1 か所設置／圏域 医療的ケア児支援のためのコーディネーター 1 人配置 	<p>児童発達支援センターを 2020（令和2）年度に整備し、保育所等訪問支援事業を実施している。</p> <p>重症心身障がい児対象の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の利用状況について、関係機関で情報共有を行っている。</p> <p>医療的ケア児支援では、関係機関の連携強化に向けた協議を行い、医療的ケア児等コーディネーターを配置している。</p> <p>【目標値】</p> <ul style="list-style-type: none"> 重症心身障がい児を対象とする児童発達支援事業所 1 か所整備／圏域 放課後等デイサービス事業所 1 か所設置／市 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場 1 か所設置／圏域 医療的ケア児支援のためのコーディネーター 1 人配置